

重 点 事 项

1 平成16年度における生活保護法施行事務監査について

各実施機関において、被保護者の急増にもかかわらず必要な現業員、査察指導員の確保が困難な状況である等のために、保護の要件の確認、生活実態の把握等適切な保護の決定実施上の基本的事項に問題が認められる福祉事務所が少なからず見受けられる。

○査察指導員、現業員の未充足人数、事務所数

○平成7年度		○平成15年度	
査察指導員未充足数	5人	査察指導員未充足数	157人
査察指導員未充足事務所数	3ヶ所	査察指導員未充足事務所数	108ヶ所
現業員未充足数	25人	現業員未充足数	1,089人
現業員未充足事務所数	21ヶ所	現業員未充足事務所数	269ヶ所

都道府県本庁の生活保護法施行事務監査においては、管内福祉事務所ごとの課題を的確に把握し、必要な現業員や査察指導員の確保に関する指導等、その課題に応じた具体的な助言・指導を行うようお願いしたい。

また、福祉事務所におけるそれぞれの者の役割に応じた具体的な取り組みへの指導を行うことにより、組織的な運営管理の推進が図られるようお願いしたい。

具体的には

1. 特に福祉事務所長等の実施機関の幹部職員に対しては、運営方針の策定や実施体制の確保についての意識の醸成を図ること。
2. 査察指導員に対しては、的確なケース審査とケース処遇の進行管理を厳格に行うことが保護の適切な運営の確保につながることを説明するなど、査察指導機能の重要性について十分周知すること。
3. 個別の被保護世帯に対する指導援助に当たっては、多様な課題を有している世帯の増加を踏まえ、目的意識を持った訪問活動等を通じその世帯の抱える課題を明らかにするとともに、各種保健福祉サービス実施機関等との連携体制を構築するよう指導すること。
4. ケースに対する収入、資産等の関係先調査については、引き続き課税状況調

査の全ケース一斉点検等関係先調査の徹底により収入状況等の確認をするよう指導すること。

平成16年度における施行事務監査に当たっては、以上の点を基本にして、以下の事項に留意の上、より一層効果的な指導監査を行うよう配慮願いたい。

(1) 福祉事務所の指導監査における重点事項について

都道府県・指定都市本庁が行う生活保護法施行事務監査は、「生活保護法施行事務監査の実施について（平成12年10月25日社援発第2393号厚生省社会・援護局長通知）に基づき行っているところであるが、平成16年度における重点事項は次のとおりである。

①保護の適正実施の推進

ア 保護の相談時における助言指導

面接相談に当たっては、相談内容に応じて懇切丁寧に制度の趣旨が正しく理解されるよう説明を行い、生活保護の権利、義務の周知の徹底を図るとともに、相談内容及びその結果については、所長等幹部職員が逐次点検する等、相談業務が担当者任せにならないよう指導すること。

また、生活困窮者に関する情報が福祉事務所の窓口につながるよう生活保護制度の周知や民生委員、各種相談員との連携、保健福祉関係部局及び水道、電気の事業所等との連絡・連携体制づくりについても配慮すること。

イ 保護の申請・開始時調査の徹底

申請者から生活歴、家族構成、病状、収入、資産等について適正に申告させるとともに、調査に必要な同意書を徴取した上で金融機関、生命保険会社、社会保険事務所等への関係先調査を行い、また、病状把握及び扶養能力調査等、福祉事務所としての保護の要否についての調査を徹底するよう指導すること。

なお、保護申請前に転居してきた者については、前居住地の関係先照会等についても行うよう指導すること。

また、ホームレスに対する生活保護の適用の場面においても、生活歴等を勘案

し、保護申請受理後速やかに必要な調査を徹底するよう指導すること。

ウ 保護受給中における受給要件の確保と指導援助の推進

(ア) 資産及び収入の把握

資産及び収入の把握は、保護の要否及び程度を決定する上で必要不可欠なものである。

については、就労可能と判断された者については毎月、就労困難と判断された者については定期的に収入申告書を提出するよう指導し、申告内容、挙証資料等の審査の徹底を図るとともに、必要に応じ勤務先等の関係先調査等を行い、適正な収入認定に努めるよう指導すること。

また、次のような資産保有ケースについては、適切な関係先調査等に努めるよう指導すること。

- ・ 自動車の保有ケースについては、必要に応じ陸運支局等の関係先調査等により、的確に把握し、保有要件の審査を適切に行うよう指導するとともに、保有が認められないケースについては、その処分指導の徹底を図るよう指導すること。
- ・ 所有を容認し、処分価値が大きいと認められる不動産については、評価替えの時点に併せて評価額を的確に把握するよう指導すること。

(イ) 扶養能力調査の徹底

扶養能力調査については、事務効率化の観点も踏まえ、世帯から転出した子や生別母子世帯の前夫に対する調査を重点的に行うよう指導するとともに、調査は、扶養の可否を照会するにとどまらず世帯構成、職業等の生活実態及び収入、資産等を把握し、管内又は近隣市町村に居住する場合には、実地に調査するよう指導すること。

また、居所が不明な場合には、官公署等への照会に基づき、所在の確認を行うよう指導すること。

(ウ) 処遇方針の樹立及び訪問調査活動等の推進

処遇方針は、現業員が当該ケースに対し、どのような指導援助を行っていく

かの基本となるものであるが、処遇方針樹立の前提となる実態把握やその評価が不十分なため、処遇方針が形式的、画一的となりケースの実態と乖離する等処遇方針として適切でないものがみられる。

したがって、処遇方針は、まず訪問調査活動や病状把握等によりケースの生活実態や病状を十分に把握・検討した上で樹立するとともに、ケースの状況に応じて適宜適切な処遇方針を樹立すること。特に処遇困難ケース等については、関係機関の担当者の参加の下に、ケース診断会議で十分検討するなどし、組織的な対応を進めるよう指導すること。

また、訪問調査活動は、年度当初に計画した訪問予定を確実に実行することはもとより、訪問予定を漫然とこなすことなく、被保護世帯の状況変化に応じて随時訪問するとともに、調査の目的を十分認識して実施するよう指導すること。

特に、稼働年齢層の者に対する稼働能力の活用等に指導を要するケースについては訪問格付を高位に付け、訪問頻度を高める等の措置を講ずるよう指導すること。

なお、訪問時の不在が続く世帯については、不在理由等の確認及び民生委員等から生活状況等を聴取するとともに、訪問方法を工夫する等して可能な限り家庭内面接を行い、生活実態の把握に努めるよう指導すること。

訪問調査結果については早期にケース記録に記載し、その都度決裁に付すようにするとともに、査察指導員は現業員の訪問調査状況等を常時把握し、必要な助言指導が適宜適切に行われるよう指導すること。

(エ) 稼働年齢層の者に対する指導の徹底

就労可能な被保護者については、稼働能力の十分な活用が求められる。保護の実施機関は、これらの者の就労・求職状況を把握し、その者の自立助長を図るため、適切な指導を行う必要がある。

このことから、就労可能な被保護者に対しては毎月収入申告書を徴取し、また、就労していない者に対しては毎月求職活動状況申告書を徴取し、就労・求職状況管理台帳を作成の上、個々の被保護者の状況に応じた稼働能力の活用について適切な指導を行うこと。

なお、稼働年齢層の者で傷病を理由に未就労の者については、訪問による生活実態の把握、直近のレセプト点検、主治医訪問、嘱託医協議等による病状調査を行い、就労指導の可否について十分検討すること。その結果、就労が可能な者に対しては、就労意欲の助長、生活習慣形成等への指導援助の上、求人情報等の収集提供、公共職業安定所への同行訪問等により、早期の自立助長のため、時期を逸することなく積極的な指導援助を行うよう指導すること。

また、稼働している場合であっても、病状等からみて、稼働能力を十分活用していないと認められる者に対しては、必要に応じ就労先等の関係先調査により就業実態を的確に把握の上、就労日数及び就労時間を増加させるよう指導するとともに、状況に応じ転職指導を行う等積極的な増収指導を行うよう指導すること。

なお、稼働能力がありながら就労指導に従わない者に対しては、法第27条に基づく文書指示を行い、それでも従わない場合には、所要の手続きを経て、保護の停・廃止等の措置を行うよう指導すること。

(オ) 不正受給防止対策の徹底

平成14年度において不正受給として各実施機関で措置したものは、8,204件、約53億円と増加している。また、会計検査院による平成14年度決算検査報告においても、年金の未申告、就労収入の未申告及び過少申告等により8県市で生活保護費負担金の経理が不当とされ、21ケースで85百万円の不当支出の指摘を受けたところである。

不正受給の多くは稼働収入、各種年金・保険金収入、預貯金等の無申告又は過少申告によるものであるが、福祉事務所の訪問調査による生活実態の把握、収入申告書の徴取及び申告内容の審査、課税調査等が不十分なため把握できず、適切な処理が行われないまま放置された結果生じた事例も少なくない。

については、収入申告書の定期的徴取を指導するとともに、申告内容の審査を行い、疑義のある場合は申告者に説明を求めるとともに、関係先調査等による内容審査を徹底するよう指導すること。

また、課税担当課との連携のもとに全ケース一斉点検による課税調査を実施するよう指導をお願いしているところであるが、会計検査院から、課税調査結

果と収入申告の内容との照合が確実に行われていないため、不当支出の指摘を受けていることから、その後の処理を適切に行うよう指導すること。さらに、各種年金等については、その受給権の有無や受給状況を被保護者からの聞き取り及び関係機関や担当課等への照会等により適切に把握するよう指導すること。

なお、不正受給を発見した場合には、発見時点における収入の遡及調査（原則として5年）、預貯金等の関係先調査を実施した上、法第78条を適用し、費用徴収を行うことが原則であり、特に悪質なケースについては告発等を検討するなど、不正受給を行ったケースに対して厳正な対応で臨むよう指導すること。

②要援護世帯に対する指導援助の充実

高齢者、傷病・障害者等要援護世帯が被保護世帯の9割以上を占めているが、これらの世帯の需要は多岐多様にわたっている。

については、的確な指導援助を確保する観点から、その世帯の需要を的確に把握し、要援護世帯のニーズに応じ、例えば、次のような各種保健福祉施策等の活用を図るよう指導すること。

ア 高齢者等がいる世帯について、介護保険制度等による介護サービスの活用

イ 傷病、障害者世帯について、ホームヘルプサービス事業、デイサービス事業及び社会福祉施策等の活用

ウ 母子世帯について、児童扶養手当等の受給、保育所の入所等の活用

③医療扶助の適正運営の確保

ア 被保護世帯の大部分が医療扶助を受給しており、これらのケースの処遇に当たっては病状等を的確に把握する必要がある。このため必要に応じて主治医及び嘱託医の意見を聴取し適切な処遇方針を策定するよう指導すること。

イ 現業員が被保護者の病状等を把握するために、レセプトを常時活用し得る状態を確保した上で、在宅での療養の実態を把握し、生活指導、就労指導又は療養指導の徹底を図るよう指導すること。

ウ 医療費の適正な支払いのため、内容点検等のレセプト点検を全ケース実施し、過誤の認められるレセプトについては、遅滞なく過誤調整を行うとともに、診療

内容等に疑義が生じた場合には、嘱託医への協議等を行うよう指導すること。

エ 頻回受診者に対する適正受診指導については、主治医訪問や嘱託医協議の上、具体的な処遇方針を定め、被保護者に対する指導援助を適切に行うよう指導すること。

オ 入院日数が180日を超えて入院している患者に対する医療扶助の例外的な給付については、受入先の確保のための被保護者に対する指導援助及び給付に係る事務手続きを適切に行うよう指導すること。

④介護扶助の適正運営の確保

介護扶助の内容について十分に理解し、保護の決定及び実施に支障が生じることなく、適切に運営されるよう指導すること。

要介護又は要支援の状態にある要保護者で、介護サービスの利用により生活の向上が期待できると思われる者に対しては、その活用を図るとともに利用の手続きについても適切な指導援助を行うよう指導すること。

⑤組織的な運営管理の推進

ア 実施体制の確保

(ア) 適正な職員配置についての指導

ケースの処遇及び事務処理等に支障をきたさないよう査察指導員、現業員等の適正な職員配置について指導するとともに、相談業務についても、経験豊富な担当者を配置し、要援護者が必要とする援助や情報を的確に提供できる体制を確保するよう指導すること。

特に、生活保護の適正実施を確保するため、被保護者が増加傾向にある福祉事務所においては、査察指導員、現業員が不足することのないよう、保護動向を踏まえた職員配置について配慮するよう指導すること。

(イ) 職員の職務能力の維持向上のための指導援助

福祉事務所においては、毎年的人事異動で現業経験の浅い職員や現業経験のない査察指導員が一定割合を占める状況にあることから、職員の職務能力の維持向上を図ることは、生活保護の適正な運営を確保する上で極めて重要な課

題となっている。

このため、本庁においては、新任現業員に対する基礎的な研修や現業経験のない査察指導員に対する研修を実施するとともに、福祉事務所における職場内研修の実施や各種研修への積極的な参加等を指導する等、関係職員の職務能力維持向上のための指導を行うこと。

また、生活保護の適正な運営を確保する観点から、社会福祉主事資格のない者にあつては、主事資格の取得について配慮するよう指導すること。

イ 計画的な運営管理の推進

都道府県・指定都市本庁においては、毎年度、管内の保護動向や前年度の監査指摘事項等を踏まえ、管内福祉事務所を具体的に指導する指針を作成し、これを福祉事務所に示すこと。その上で、各福祉事務所は当該指針を踏まえ、事務所として取り組むべき問題点、対処方針等を具体的に盛り込んだ運営方針及び事業計画を策定し、これに向けて全職員が一体となって組織的に取り組むよう指導すること。

また、個別ケース検討を通して、福祉事務所が抱える問題点を把握し、その問題点の是正改善を指示するとともに、問題事項に応じ自主的内部点検事業等により、積極的に改善に取り組むよう指導すること。

なお、処遇困難ケース等については、ケース診断会議を積極的に活用する等、幹部職員、査察指導員、現業員等全職員が一体となって、問題解決に取り組む体制を確保するよう指導すること。

ウ 査察指導機能の充実

査察指導機能が十分発揮されていない福祉事務所の実態をみると、業務の進行管理が十分行われていないことから、現業活動が現業員任せとなり、長期間訪問が行われないケース、年金等の申請手続きが遅れているケース、調査結果と収入申告書の内容の照合や、その後の処理状況が適切に把握されていない事例等保護の決定実施の基本的な面に各種の問題点が生じている。

については、査察指導員が個々のケースの状況を掌握し、特に訪問計画の策定及び訪問調査活動の実施については必ず関与するとともに、重点的な指導を要する

ケースについては随時必要な指示ができるような体制を確立するよう指導すること。

(2) 都道府県・指定都市本庁の指導監査の効果的な実施について

都道府県・指定都市本庁が行う生活保護法施行事務監査は、福祉事務所における生活保護制度の運営実施に係る適否を関係法令等に照らし、個別かつ具体的に検討し、必要な是正改善の措置を講ずるとともに、これらの検討過程を通じて、被保護者に対する適正な指導援助を確保し、関係職員の職務能力の向上を図り、さらには福祉事務所の組織的な活動を助長するという、生活保護行政の適正かつ効率的な運営を確保するために極めて重要な役割を担っている。

については、本庁の指導監査の実施に当たっては、次の観点を踏まえ、効果的な指導監査に努められたい。

①組織的運営体制の整備

ア 本庁の指導監査担当職員においても、人事異動等により生活保護実務経験が浅いか又は全くない職員が増加しており、福祉事務所の実施体制の現状を鑑みれば、本庁の指導監査体制の強化は緊急の課題となっている。

については、指導監査担当職員に対する研修、福祉事務所での現任訓練の実施等、その職務能力の向上に努めること。

イ 本庁の行う指導監査の実効性を確保するためには、指導監査担当職員相互が管内福祉事務所が抱える問題点や課題について十分に検討するとともに、意思疎通を図り共通認識のもとに指導監査に当たることが重要である。

そのために、監査の事前検討、復命会の実施等による監査結果の分析、是正改善の指示、今後の指導方針の策定等の一連の過程において、幹部職員を含めた組織的な協議・検討を行うとともに、特に管内被保護世帯の大半を占める大規模な福祉事務所や多くの問題を抱える福祉事務所に対しては、幹部職員が自ら率先してその指導監査に当たること。

②福祉事務所の課題に応じた的確な指導監査の実施

本庁においては指導監査の実施要綱を定めるとともに、各福祉事務所の過去の監査結果、是正改善状況、保護動向等を踏まえて指導監査の実施計画を策定すること。このため各福祉事務所ごとの「指導台帳」を整備すること。また、指導監査の実施に当たっては、単に個別ケースの取扱の適否のみでなく、福祉事務所の抱える問題点に応じて、組織的運営体制に関わる事項、本庁の示した標準的基準の実施状況等制度運営の全般的な状況にわたり、必要な確認と指導を行うことにより指導監査の実効を期すこと。

③指導監査結果に基づく是正改善指示

指導監査の結果判明した問題点の解決のためには、関係職員すべてが福祉事務所の抱える問題点や現状を十分認識し、事務処理の円滑化のための体制づくり、実施体制の整備等問題解決に向けて組織をあげて取り組む必要がある。

については、監査結果の問題点等の解決に向けて、福祉事務所職員との研究協議の場を設ける等共通の問題意識を持つとともに、理解を深めるような工夫を行うこと。

また、福祉事務所に対する指導監査結果の是正改善の指示は、個別ケースの指摘のみに止まらず、問題発生の要因を明らかにし具体的な改善方策を指示することにより、その実効を期すること。また、改善措置の進捗状況については、期限を付して報告を求めるとともに、確認監査や巡回指導等により把握し、継続的な改善指導を行うこと。

さらに、所長等幹部職員に対しては、生活保護運営上の問題の所在を十分認識させるとともに、問題の所在によっては市の理事者に対しても十分な説明を行い、効率的に組織的な改善が図れるよう指導を徹底すること。

④小規模福祉事務所に対する指導上の配慮

被保護世帯数が200世帯以下のいわゆる小規模福祉事務所が全国の福祉事務所の約3分の1を占める状況にあり、これら福祉事務所においては、毎年的人事異動により大半が経験の浅い職員となることに加え、事務処理が現業員任せになる等、生活保護制度の運営に何らかの問題を生じかねない現状にある。

については、個々の職員の執務能力の向上に加え、組織的な業務運営を確保するための具体的な方策について指導するとともに、本庁による実務中心の研修会の開催

や巡回指導を行う等、適切な指導を行うこと。

(3) 国が実施する指導監査について

各福祉事務所並びに都道府縣市本庁に対する国が実施する指導監査については、前記(1)及び(2)で述べた点を重点として行うこととしているので、ご留意願いたい。

(4) 不祥事の発生防止について

近時、福祉事務所職員が保護費を着服したり、返還金の事務処理を怠ったまま放置していたなどの不祥事が発生しているが、このようなことは、生活保護制度そのものや福祉事務所に対する信用を著しく失墜させるものであり、あってはならないことである。

については、保護費の支出及び費用の返還・徴収等の事務処理に当たっては、内部相互牽制機能が十分発揮されるよう、組織機構上の審査体制の確立をはじめとし、現業部門と出納部門の明確な区分、経理事務の自主的内部点検の実施等について、管内福祉事務所に対する研修、指導監査等を通じての必要な指導の徹底等により、不祥事発生の未然防止に万全を期すこと。